

○沼津市外部労働者等からの公益通報に係る事務処理要綱

平成18年6月1日告示第143号

改正

平成27年3月18日告示第32号

平成31年3月29日告示第74号

令和4年6月22日告示第355号

沼津市外部労働者等からの公益通報に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、外部労働者等からの公益通報を適切に処理するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。
- (2) 公益通報 法第2条第1項に規定する公益通報をいう。
- (3) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。
- (4) 外部労働者等 通報対象事実に関する事業者（沼津市を除く。以下同じ。）に雇用されている労働者若しくは通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者若しくは通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者若しくは通報の日前1年以内に当該労働者であった者又は当該事業者の役員をいう。

(窓口の設置)

第3条 生活安心課に公益通報（以下「通報」という。）に係る受付及び相談の窓口を置く。

(通報者及び通報対象の範囲)

第4条 生活安心課は、外部労働者等からの通報を受け付けるものとする。

2 生活安心課は、外部労働者等から通報があった場合において、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると認めるとときは、当該通報を受け付けるものとする。

(担当課の決定等)

第5条 前条の規定による通報の受付は、書面等によるものとし、生活安心課は、通報した者（以下「通報者」という。）の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実等を把握するとともに、通報対象事実に関する所管課と協議し、又は調整を図り、通報の処理を担当する課（以下「担当課」という。）を決定する。

2 生活安心課は、前項の規定により担当課を決定したときは、通報者から取得した通報に係る関係資料を当該担当課へ送付する。

3 第1項の場合において、生活安心課は、通報の内容等を把握しようとするときは、通報者に対し、通報者の秘密は保持されることを説明するものとする。

4 生活安心課は、通報対象事実について、沼津市が処分、勧告等の権限を有しないと判断したときは、通報者に対し、遅滞なく、当該権限を有する行政機関を教示するものとする。

(受理・不受理の決定及び通知)

第6条 担当課の長（以下「担当課長」という。）は、生活安心課から送付された通報を法に基づく公益通報として受理とするか、不受理とするか又は情報提供として受け付けるか、を決定するものとする。

2 前項の規定により受理、不受理等の決定をしたときは、担当課長は、当該決定の内容を書面により、生活安心課へ送付しなければならない。

3 生活安心課は、担当課長から前項の書面の送付を受けたときは、速やかにその書面を通報者へ送付しなければならない。

(調査の実施等)

第7条 担当課長は、前条第1項の規定により通報を受理したときは、通報に関し必要な調査を行わなければならない。この場合においては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮し、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

- 2 担当課長は、前項の調査を実施している間、必要に応じて、通報者に対し、当該調査の進捗状況を通知するとともに、調査が終了したときは、当該調査結果を速やかに取りまとめ、通知するよう努めるものとする。
- 3 担当課長は、前項の規定による通知をするときは、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。
- 4 調査の結果他の行政機関が処分、勧告等の権限を有することが判明した場合、担当課長は、通報者に当該行政機関を教示するとともに、生活安心課へその旨を通知するものとする。
- 5 担当課長は、通報者に他の行政機関を教示したときは、通報に係る関係資料を当該行政機関へ提供するものとする。

（措置及び措置内容の通知等）

第8条 担当課長は、前条第1項の調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置をとらなければならない。

- 2 担当課長は、前項の措置をとったときは、速やかに書面により通報者へ通知するとともに、生活安心課へその写しを送付するものとする。
- 3 担当課長は、前項の規定による通知をするときは、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

（秘密の保持及び利益相反関係の排除）

第9条 担当課の職員は、通報に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

（協力義務）

第10条 担当課の職員は、この要綱に定める通報に関し、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をを行うものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、外部労働者等からの公益通報の処理に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行する。

付 則（平成27年3月18日告示第32号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日告示第74号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和4年6月22日告示第355号）

この告示は、公示の日から施行する。